

第4章 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

1 提出する必要がある方

令和8年中に所得税法第204条第1項各号、所得税法第174条第10号及び租税特別措置法第41条の20第1項に規定されている報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」といいます。）の支払をする方です。

【報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の提出範囲】

区 分	提 出 範 囲
(1) 外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金	同一人に対する令和8年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの。
(2) バー、キャバレー等のホステス、パンケットホステス、コンパニオン等の報酬、料金	
(3) 広告宣伝のための賞金	同一人に対する令和8年中の支払金額の合計が50万円を超えるもの。ただし、国立病院、公立病院、その他の公営法人等に支払うものは提出する必要はありません。
(4) 医療情報基盤・診療報酬審査支払機構が支払う診療報酬	
(5) 馬主が受ける競馬の賞金	令和8年中の1回の支払賞金額が75万円を超える支払を受けた方に係るその年中の全ての支払金額。
(6) プロ野球の選手などが受ける報酬及び契約金	同一人に対する令和8年中の支払金額の合計が5万円を超えるもの。
(7) (1)から(6)以外の報酬、料金等	

2 各欄の記載要領

様式ID NTA0HSZ610010040

見本

元号 年
令和 8 年分 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書

① 無効区分
G01 0

② 支払を受ける者
住所（居所）又は所在地 E01 埼玉県さいたま市中央区新都心〇ー〇
氏名又は名称 E02 国税 五郎
個人番号又は法人番号 G02 555678901234

③ 区分 E03 外交員報酬 ④ 細目 E04

支払金額 ⑤ 内 G03 円 源泉徴収税額 ⑥ 内 G05 円
G04 2,400,000 円 G06 98,016 円

⑦ 摘要 E15

⑧ 支払者
住所（居所）又は所在地 F06 埼玉県川口市西川口△-△-△
氏名又は名称 F04 株式会社 □□販売
個人番号又は法人番号 F02 6543210987654 電話番号 F07 048 - XXXXX - XXXXX

	記 載 す べ き 事 項
① 無効区分	新規分、追加分または訂正分として提出する場合は「0（ゼロ）」を、無効分として提出する場合は「1」を記載してください。 （注） 法定調書の訂正・追加の方法について、詳しくは、33 ページ「第9章 法定調書の訂正・追加について」を参照してください。
② 支払を受ける者	支払調書を作成する日の現況による支払を受ける者の住所（居所）又は所在地、氏名（個人名）又は名称（法人名など）を契約書等で確認して記載し、単に屋号のみを記載することがないようにしてください。 また、【個人番号又は法人番号】欄には、支払を受ける者のマイナンバー又は法人番号を記載してください。 （注） 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

	記載すべき事項
③ 区分	報酬、料金等の名称を、例えば、原稿料、印税(※)、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬、外交員報酬、ホステス等の報酬、契約金、広告宣伝のための賞金、競馬の賞金、診療報酬のように記載してください。 ※ 印税については、「書き下ろし初版印税」と「その他の印税」との区分を記載してください。
④ 細目	次の区分により記載してください。 (1) 印税 …………… 書籍名 (2) 原稿料、さし絵料 …………… 支払回数 (3) 放送謝金、映画・演劇の俳優等の出演料 …… 出演した映画、演劇の題名等 (4) 弁護士等の報酬、料金 …………… 関与した事件名等 (5) 広告宣伝のための賞金 …………… 賞金の名称等 (6) 教授・指導料 …………… 講義名等
⑤ 支払金額	令和8年中に支払の確定したものを記載してください。この場合、控除額以下であるなどのため源泉徴収されなかった報酬、料金等や未払の報酬、料金等についても記載漏れのないように注意してください。 なお、支払調書の作成日現在で未払の金額がある場合は、各欄の上段に未払額を内書きしてください。
⑥ 源泉徴収税額	令和8年中に源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額（⑤支払金額に対応する税額）を記載してください。この場合、支払調書の作成日現在で未払のものがあるため源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税を徴収していないときは、その未徴収税額を内書きしてください。 なお、災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、その税額を含めないで記載してください。
⑦ 摘要	(1) 診療報酬のうち、家族診療分についてはその金額を記載するとともに、金額の頭部に「(家族)」と記載してください。 (2) 診療報酬のうち、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第36条の9第1項に規定する流行初期医療の確保に要する費用が含まれている場合には、その金額を記載するとともに、金額の頭部に「(流行)」と記載してください。 (3) 災害により被害を受けたため、報酬、料金等に対する源泉所得税及び復興特別所得税の徴収の猶予を受けた税額がある場合には、その税額を記載するとともに、金額の頭部に「(災)」と記載してください。 (4) 広告宣伝のための賞金が金銭以外のものである場合には、その旨とその種類等の明細を記載してください。 (5) 支払を受ける方が「源泉徴収の免除証明書」を提出した方である場合やその他法律上源泉徴収を要しない方である場合には、その旨を記載してください。
⑧ 支払者	報酬、料金等を支払った方の住所（居所）又は所在地、氏名又は名称、電話番号及びマイナンバー又は法人番号を記載してください。 (注) 支払を受ける者に支払調書の写しを交付する場合には、マイナンバーを記載して交付することはできませんので、ご注意ください。

3 その他の注意事項

- (1) ①法人（人格のない社団等を含みます。）に支払われる報酬、料金等で源泉徴収の対象とならないもの、②支払金額が源泉徴収の限度額以下であるため源泉徴収をしていない報酬、料金等についても、提出範囲に該当するものは、この支払調書を提出しなければならないのでご注意ください。
- (2) 支払調書の作成日現在で未払のものがある場合には、源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額を見積りによって記載してください。その後、現実徴収した所得税及び復興特別所得税の合計額がその見積税額と異なる場合は、法定調書の訂正を行ってください（33 ページ「第9章 法定調書の訂正・追加について」参照）。
- (3) 消費税等の取扱いについては、35 ページ **法定調書の提出範囲の金額基準の判定及び記載方法について** を参照してください。
- (4) 税務署へ提出を要する報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書は、1 枚です。
(注) 非居住者の方に報酬等を支払った方は、「非居住者等に支払われる給与、報酬、年金及び賞金の支払調書」等を提出してください。詳しくは、37 ページ **非居住者又は外国法人に対して給与・報酬等の支払をする場合の支払調書の提出について** を参照してください。